

干拓新田村の水利と松橋御新地の場合

内山 幹生

〔目次〕

はじめに

1 松橋地先海辺干拓新田村と水利

(1) 豊川村の新設

(2) 明治前期水利組織の法制化

2 近代的水利体系の受容

(1) 水利組合の制度

(2) 水利組合条例の制定

3 鏡ヶ鼻溜池水利組合設置について豊崎・南豊崎と御船旧三区

組合村の確執

(1) 松橋新開同築副新開・砂川新開絵図について

(2) 水利慣行と鏡ヶ鼻溜池水利組合規約

4 近世末期松橋御新地及び築添新地に関わる水利事案

(1) 曲野村猫迫堤用水高増し工事と推進上の課題

(2) 曲野・久具両村の「御難」意識と手永の対応

i 現場村々の反応

ii 河江手永惣庄屋近藤喜左衛門の結論

おわりに

はじめに

近世封建社会は、領主が年貢徴収権を中心とする土地所有権を有し、生産者農民は土地利用権（占有権）を有するに過ぎず、領主は農民を身分的に隷属させ彼等から年貢を徴収する社会であった。年貢確保のため農民の土地利用に対し厳しい規制を加える一方、農業再生産条件維持のため、その前提条件となる治水・灌漑などの基盤整備は、領主的土地所有権の重要な構成要素の一つとして領主側によって行われている。明治政府の土木行政は、当初、旧慣による施策を継承し、用水施設を含む河川等の土木費に対する官費支給は継続された。しかし諸制度が整備されるに従い、費用負担の見直しが実施され、水利土木費の官費負担から民費負担へ政策転換が進められた。

1 松橋地先海辺干拓新田村と水利

昭和二年一二月、昭和の大合併で松橋町と合併した豊川村の存立基盤は、近世末期に松橋・久具両浦地先に開発された干拓新地にあった。河江手永管下で豊崎・南豊崎・御船・浅川・砂川・東松崎（一時は宇土領）が村落を形成している。本稿では『河江旧記』に敬意を表し、この新地を「松橋御新地」と表記する。周辺村々や新地築立に功績のあった村々から入植した人々で構成されたが、全域が藩権力の及ぶ行政村であったのではない。細川本家や分家（刑部家）の新田もあり、「帳書」が配置され、熊本領内行政村の庄屋職同様の職責を任されていた。

(1) 豊川村の新設

明治三年（一八七〇）の藩政改革後、各村に与長が配され（庄屋

に相当)、その上に里正(惣庄屋相当)が置かれた。明治五年四月、太政官布告第一一七号により荘屋(庄屋)・名主・年寄が廃止され、全国に戸長と副戸長を配し、その管轄区域を大区という。同年一月、大区の下に古くからの町村を複数まとめて小区が置かれたが、明治一年七月、太政官布告一七号「郡区町村編成法」の制定で廃止された。

明治一二年、郡区町村編成法施行時から同二年四月二四日まで、「豊川村」となるべき行政区画は、豊崎・南豊崎・御船・東松崎、西下郷と久具の六か村、加えて浅川・砂川・新田出と住吉の四か村に分かれていた。しかし明治二年四月二五日、「市制町村制」施行後の新設豊川村の行政区画は、豊崎・南豊崎・御船・浅川・砂川・東松崎の大字六か村となる。同時に、豊福村と内田村・両仲間村・竹崎村・西下郷村も各々合同して新設豊福村となり、古保山村・曲野村・萩尾村・浦川内村・久具村・大野村が新設当尾村を形成した。

(2) 明治前期水利組織の法制化

明治政府で水利組織に関する法制度が設けられたのは明治一三年(一八八〇)である。維新後の混乱が一段落した明治一年、「郡区町村編成法」「府県会規則」「地方税規則」の地方三新法が成立し、次に明治一三年制定、町村段階の議決機関に関する区町村会法で、「水利土功ノ為ノ集会」が定められた。近世またはそれ以前から存続してきた慣行に基づく共同体的権利組織には、水利組合の他に山林原野の共同利用をおこなう入会集団(いりあひ)、河や海で入漁を行う漁業者団体などがあつた。

幕藩財政を支えていたのは水田農業で、この時代の治水は、米の

安定的増収を図ることを目的に実施された。そのため耕地を維持する治水と耕地開発、改良を行う利水とは表裏の関係である。これらに対し、幕府諸藩が財政基盤維持のため多額の費用を支出することは当然で、自らが水利事業に関与することに躊躇(ちゆうちゆ)はなかつた。新政府も、当初は幕藩体制下での施策を継承し、旧習旧慣に逆らわず治水水利事業に対する官費充當を継続する。

明治六年(一八七三)、地租改正実施により近代的な私的土地所有権が確立し、地租(土地対象に付加された租税)の統一化が進められる。同時に、明治初頭からの水利事業旧慣踏襲政策が逐次改められ、従来の官費負担から地域町村民の費用負担へ政策転換が図られ、明治一四年度には、土木費に対する官費支給(下渡金)は廃止された。これらの政策推進過程で水利土功集会制度が設けられ、同年、官費下渡金に対応し、水利土功集会が評決した水利土木費に対する強制徴収権が、町村段階の経費充當分として初めて付与される。

当時、大河川周辺の村々には、水組・井組等の用水組合の他、河川の維持保全に関わる堤防組合や普請組合等の用水管理団体が存在した。それら管理現場の実情をみると、水利土功集会制度の目的は、その成立経緯から、これらの団体を水利制度に吸収し、その再編を図ることにあつたとみられる。行政に代わって、水利土木費を受け持つことになる地域民費の負担徴収体制強化を意図したものであつた。

2 近代的水利体系の受容

古代から近世にかけて、農業への水資源利用は着実に進展し、

維新後は、日本の近代化と社会経済発展の基礎を確立するようになる。中世から近世の用水管理は、村々の自治的慣行に依存していたが、分水不平等による農民騒動は実力行使を伴い各地で頻発した。そのため幕府による水に関する諸規定の作成など法令整備が進み、水利使用が権利として形成されてくる。水利秩序は、古田優先の原則や番水制による用水の時間的配分、農業水利権保護や新規利水の円滑な権利設定などを軸に、中・近世を通し農業を中心に形成された。

(1) 水利組合の制度

近代水利制度の端緒となったのは、明治一三年（一八八〇）四月の「区町村会法」（太政官布告第一八号）である。明治政府が初めて設けた水利組織制度で、水利土功とその集会評決の施行等に関する規定を定め、その条文は次のようになっていた。

第8条 水利土功（公共ノ水利土木ニシテ全町村ノ利害ニ関涉セス、或ハ数町村ノ幾分ノミ其利害ニ関係スルモノ又ハ利害ニ関係ナキモ従来組合等ノ慣行アルモノヲ云）ノ為、町村会ノ決議ヲ以テ、其関係アル人民若シクハ町村ノ集会ヲ要スルトキハ、其地方ノ便宜ニ従ヒ規則ヲ設ケ府知事県令ノ裁定ヲ受クヘシ、

第9条 前条ニ掲ゲタル集会評決ノ施行及ヒ其取締ハ第四条ヨリ第七条マテノ手續（区町村会・連合会ニ関スル規定）ニ従フヘシ、

土功とは、土の切り取り・盛り土・運搬など土砂を扱う土木工事をいう。この法律により従来の慣行的な水利組織は地方行政の中に

包含され、初めて公の組織となる。明治二二年には「市制町村制」施行に基づき、町村組合を設立して用水等の管理ができることされた。この延長線上に水利組合が法律化し、水利組合条例として結実する。

(2) 水利組合条例の制定

町村制施行後、明治二三年に法律四六号「水利組合条例」が定められた。この条例施行については府県知事が内務大臣に上申し、その指揮により行うことを規定されている。本条例は明治二一年に公布された市制町村制の特別法として定められ、水利組合制度の確立をみた。その目的に応じ普通水利組合と水害予防組合の二つに分けられる。普通水利組合は用悪水等の土地保護に関する事業（第三条）、水害予防組合は水害防御のための堤防・浚渫・砂防等の工事で、普通水利組合に属する事業以外の工事のために設けられた（第四条）。政策転換の視点からは、行政と水利組織の分離が意図され、水利組織の地主的支配の道を拓いた点で注目される。しかし実態は、組合管理者が従来どおり市町村長や郡長で、組合費徴収も「組合区域数市町村ニ涉ルトキハ各市町村収入役ハ管理者ノ求ニ依リ組合費ノ徴収ヲ為スヘシ」（条例三〇条）とされ、町村行政からの完全分離とはなっていない。全国に大小の水利組合が重層的に存在し、相互に作用し合って地域行政の一端を支えた。

幕藩体制下の農村社会で、地域により呼称は異なるが井組や水組などと呼ばれる用水組合（農業用水管理組合）が広く分布していた。幕府代官や諸藩の役人統制下に置かれていたが、村を構成単位とする日常の水利施設管理や用水配分等の運営で顕著な自治的性格を持つ。理由は、用水不足の状況下、上流域と下流域の水争い調整、用

水配分の社会的秩序維持、村中の入り組んだ水田に用水供給をするため自治的水利組織が必要とされたからである。この用水配分秩序が「用水慣行」で、統制的秩序であるが領主による権力的な秩序とは異なり、近世村落社会が創出した自治的秩序たる性格があった。

明治前期、土地制度が再編され私有財産制を基盤とする法体系が確立していく過程で、用水組合と用水慣行をいかに法制度化するか困難な課題であった。明治一七年（一八八四）、区町村会法改正で用水組合をそのまま継承して「水利土功会」を発足させたが、過渡的なもので明治二三年に廃止される。近世同様の用水組合は、維新後に新たな法制度により水利組合へ変化した。一変した点は、近世用水組合の構成員は村で、水利組合では土地私有性の確立で土地所有者個人とされた点である。ただ実際の水利組合運営は、個人が基盤ではなく近世用水組合の運用形態がそのまま継承されていた。その理由は、用水管理運営構造に何の変化もなく、中世からの伝統を活かす以外に方法がなかったからである。

3 鑑ヶ鼻溜池水利組合設置について豊崎・南豊崎と御船旧三区組

合村の確執

新生豊川村の主体三区（豊崎・南豊崎・御船）における灌漑用水利用の背景には、各々の地元に固有の旧習があった。原初的な水利組合は、干拓新地が築造され営農が開始される時点で既に各地区に存在している。営農者は、周辺手永の村々から入植した農家の次・三男を中心とする階層で、出身古村で農業経験があり、水利に関する慣行も経験も相応に備わっていた。

(1) 松橋新開同築副新開・砂川新開絵図について

本絵図は、市町村内の区画名称大字おおぢやの表記があることから、明治中期以降に描かれた。松橋新開の中に大字東松崎・同豊崎・同南豊崎がみえ、松橋新開の下方（南側）に位置する砂川新開には、大字浅川・同砂川がある。久具村地先の監物開から有吉開・松橋新開・同築副（添）開・砂川新開から小川々尻へ至る干拓俯瞰図であった。本絵図の収納されていた箱には、天保一二年以降、弘化・嘉永・安政・万延・文久・元治・慶応・明治と、逐年に亘る干拓地の諸造成工事や付帯工事の諸帳簿が収まっていた。天保一四年（一八四三）九月三日の強風高潮による破堤潮入後の復旧関連記録、造成地の土地改良、用水路開削や灌漑施設設置、関連工事の夫方や資材調達等、詳細な見積書も少なくない。

この一群史料の中に、猫迫堤や鑑ヶ鼻堤あぶみ・八つ枝堤の容積拡大大工事関連史料が含まれ、河江手永を中心とした周辺手永合力により藩庁の要請する大規模工事の成ったことがわかる。また、鑑ヶ鼻堤の灌漑系統における水利組合設置一件書類もあり、全体の説明資料としてこの彩色絵図が作製されたのだろう。絵図全体の様子から、明治二二年（一八八九）に公布された市制町村制施行後に作製されたとみられる。左の図中、監物殿開横の●印、松橋新開中の大字東松崎・大字豊崎の各文字上の灰色○印、同築副新開中の南豊崎村の灰色○印、砂川新開中の浅川と砂川の同灰色○印は、説明の便宜上、筆者が処置した。監物殿●●●の右横（実際は東側）の濃い灰色丸印は、米田監物が勧請した寄田神社を示す。

【松橋新開同築副新開・砂川新開絵図】（宇城市松橋町御船久原家文書）



(2) 水利慣行と鏡ヶ鼻溜池水利組合規約

明治二五年一二月一五日付の書面が豊川村御船区在住同地区人民惣代、高橋権平ほか四名より、上下益城郡々長（兼任）、園田行真宛に提出された。それによると御船区の田方用水は、元々中山郷豊野村大字山崎の鏡ヶ鼻溜池から豊崎村大字豊崎への流水によって灌漑されてきた。御船区では、法律第四六号に基づき隣接する豊崎・南豊崎の両区へ水利組合加入を申し込むが、両区は御船区の水利組合加入を承諾しない旨を回答してきた。以下に「水利組合ノ儀ニ付御願」（久原エー117）より御船地区人民惣代高橋権平らの主張を整理しておく。

①御船区の田反別四〇町歩余は、昔からの水源で今まで田方を養ってきた。いかなる方針で旧政府（藩庁）より田反別（一反単位の課税）を設けられ、田租を徴収されたのか。

②浅川区・砂川区では、すでに河江郷内の当尾村大字浦川内字八ツ枝に下溜池を設け水源とし、この造成には多額の資金を要した。この点からも、御船区に限り旧来から水源を設けられなかった理由はあるのか。無論、鏡ヶ鼻堤が水源といわざるを得ない。明治四年に至り、豊崎・南豊崎・御船三区組合の時期も年々用水不足となり、すでにその当時、三区申し合わせて鏡ヶ鼻溜池堤防を九尺以上の嵩上^{かさあげ}及び腹付等を出願して許可され、その際も莫大な出費があった。御船区からも多数の夫方を出し、鏡ヶ鼻堤一万坪の増水となる。

③これに加え、南豊崎区字切れ所口の田反別五町歩余の用水は、御船区の一水路より分水したもので、同区の水は鏡ヶ鼻堤ではなく何処を水源というのか。そののみか鏡ヶ鼻堤を以て水源とする理由は、以前から証拠もあり御船区においてその設置なしとの理由はない。にも拘わらず、豊崎・南豊崎両区が御船区の水利組合加入を了承しないとは何事か。各々意見集約のうえで承諾するようお願いする。

御船区側の記録を読んでも、豊崎・南豊崎両区が御船区の鏡ヶ鼻溜池水利組合加入を拒否する理由が判然としない。豊崎・南豊崎側の関連史料が未見の状態では尚更で、藩政時代からの水利慣行が背後にあることは、翌年、園田行真郡長へ再提出された「水利組合ニ付願書」に添付された豊川村長久原敬造の意見書から推測できる。

高橋権平を始めとする人民惣代五名から、園田郡長へ「水利組合ノ儀ニ付御願」が提出された半年後の明治二六年五月二四日、再度同様の書面が豊川村長久原敬造へ提出された。すなわち、「別紙相添候、水利組合ニ付願書差出候、其筋へ御継被下度宜敷奉願候也」(ター76-5) ということで、村長へ提出し意見書を添付してもらうことにした。同上意見書は六つの主張から成っている。

意見書

① 茲ニ豊川村大字豊崎南豊崎御船三区明治二十三年法律第四十六号ニ基キ下益城郡豊野村大字山寄鏡ヶ鼻溜池水利組合設置明治廿四年六月談判ヲ開キ協議途整ハズ遂ニ請願スル事トナリ、

(豊川村の豊崎・南豊崎・御船三区は、明治二三年法律第四十六号により、同二四年六月に鏡ヶ鼻溜池水利組合設置の協議を行つたが合意に至らず郡長へ請願となつた)

② 而シテ元砂川新開ノ内大字砂川浅川區界異ナル故ヲ以テ兩區貴重ナル用水開墾即下全郡当尾村大字浦河内字八ツ枝ニ巨大ノ溜池ヲ設ケラレ、大字御船區ハ大字豊崎區ノ下ニ接続シ田反別三拾三町三反歩ノ用水何レノ源水ヲ以テ旧政府田耕ヲ設ケラレシカ、所謂鏡ヶ鼻溜池ノ方針ニ外ナラザラシヤ、(砂川新開の内、大字砂川と同浅川は区堺が異なりその用水は当尾村の大字浦川内八ツ枝に巨大な溜池が設けられている。御船区の場合、豊崎区の南西に位置し、藩政府は田畑三三町三反歩の用水をどの水源に構想していたか。鏡ヶ鼻溜池以外にあり得ない)

③ 大字南豊崎字切れ所口田反別六町八反歩余ノ用水ハ、大字御船區一ノ水路ヨリ七寸口及三寸口ノ兩樋ヨリ分水スルノ慣例アリ、

(御船区の東隣、築添新開すなわち南豊崎の切れ所口田畑への用水は、御船区の一ノ水路から七寸口径と三寸口径の水管から分水する慣例があつた)

* 切れ所口：天保一四年九月の強風高潮による堤防決壊場所である

地形的な痕跡が残る。

④ 加之明治四年三区組合村之設区域公共事業之為鏡ヶ鼻溜池笠上服付工事金貳千余円之御出方を以て壹万坪余ノ増水ヲ修繕セラレタリ、最モ旧藩政府國庫金ヲ以テ工事許可セラレタルハ地方之状況ニ照シテ専ラ利益ヲ受ル土地ヲ保護セラルノ方針ナリト信認セラレ、

(明治四年、豊崎・南豊崎・御船の三組合村における公共事業、即ち鏡ヶ鼻溜池の嵩上げと堤体強化の腹付工事代金二〇〇〇円を旧藩政府で賄い一万坪余の増水を得た。尤も藩庫の資金を以て工事許可を得られたのは、地域の状況より利益を生む土地を保護する方針からと信ずる)

⑤ 就中 大字御船区并ニ大字南豊崎区ノ字切れ所口ノ兩所、更ニ分水ヲ設ケザルハ重要ノ源水ヲ保護セシメ大字豊崎区ノ流水ヲ鞏固ナラシメタルノモノニテ、一ノ字切れ所口ハ組合トシ一ノ大字御船区ハ組合トセサルノ理由曾テ有之間敷、

(御船区と豊崎区の切れ所口で更なる分水系統を設置しないことは、重要な水源を保護し豊崎区への流下水を鞏固にする

ため、一ノ字切れ所口の分水慣行は水利組合が御船区の組合加入を拒否する理由にはならない)

⑥前記ノ理由ナルヲ以テ大字南豊崎・豊崎ヨリ旧慣申立ツルト、愚民正当ノ情理ナキニ依リ大字御船区ニ於テ鑑ケ鼻溜池源水ノ組合ナルハ寧口論ヲ俟タサルト信認セラレタリ、

(以上、南豊崎・豊崎から旧慣を申し立てることは正当の理由がなく、御船区が鑑ケ鼻溜池を水源とする組合に加入するべきは論を俟たない)

⑤と⑥が、豊崎・南豊崎両区による御船区の鑑ケ鼻溜池水利組合加入拒否に対する御船側の反論である。この経過をみる限り、ことは難航するかにみえたが、意外にも翌明治二七年六月頃には解決していたようだ。熊本県第二課より豊川村長豊田真三に宛てた書面が久原家文書中に残る。「鑑ケ鼻養水溜池規約」中の添付書面で、「土第五二九号鑑ケ鼻溜池普通水利組合區域之儀ニ付豊崎人民惣代より郡長へ上申候處、昨十五日当衙出頭之惣代人中、中村貫、上田小次郎へ談シ置候通り水利条例ニ拠リ村長ニ於テ縣知事へ上申之上指定ヲ請フベキモノニ付別紙返戻候条至急區域指定上申可相成候歟、及御照會候也」という。「別紙返戻候条」の別紙とは、御船区より提出された「鑑ケ鼻養水溜池水利組合規約」である。規約内容は左の通り(久原家文書ター78-13)。

鑑ケ鼻養水溜池水利組合規約

* (「水利」の字は、史料により「水理」が宛てられ混用されている)

第一条 鑑ケ鼻溜池大字南豊崎、豊崎、御船三區ノ組合トス、

第二条 大字御船、大字南豊崎、字切れ所口、両字ノ養水水平

常ノ分水ヲナサ、ルモノトス、

第三条 臨時分水所(何處)ヲ設ケ置キ養水不足ナルトキハ三區人民惣代立會ニテ分水スルモノトス、但大字限り人民惣代ヲ設置シ役場へ届出置クヘシ、

養水溜池鑑ケ鼻以下水理組合規約

一南豊崎、豊崎、御船三區水利組合左ノ項目ニ拠リ規約ス、

一御船区ニハ慣行ニ拠リ分水致サ、ル事、

二御船区ニヨイテ養水不足スルトキハ三區人民惣代立會ニテ分水スル事、

組合規約第一条の記述から、問題の解決していることが分かる。同規約第二ノ第三条の示す前段階に南豊崎と豊崎両区が御船区の水利組合加入を渋る原因があった。元々切れ所口の分水樋は御船区一ノ水路に存在し、御船区と豊崎区の切れ所口に新たな分水系統は設置しない旨、各々暗黙の了解があり、御船区居住の久原敬造村長の意見書にあるように「大字豊崎区ノ流水ヲ鞏固ナラシメタルモノニテ」とする理解があった。重要な水源保護施策と認識されており、仮に御船区が該水利組合に加入し、字切れ所口の別の場所に新たな分水口を設置する動きでもあれば、豊崎・南豊崎両区の反対理由にも納得がいく。

4 近世末期松橋御新地及び築添新地に関わる水利事案

久原家文書には、天保年間以降築造された河江手永会所が関わった海辺開発の諸見積書を含む記録類が多数存在する。海辺新地造成は勿論、付帯する関連施設・水利計画からその実施まで含み、実態

は河江手永手代久原勘左衛門が作成に関わった公文書である。溜池の水量嵩増かさまし工事関連記録を通して新田村草創期の水利問題を望見し、猫迫堤の嵩増工事から、維新後に表面化する同堤の用水と鑑ヶ鼻・微雨堤用水の分水混乱を予見した郡浦・松山・河江惣庄屋らの見解をみておく。

(1) 曲野村猫迫堤用水嵩増し工事と推進上の課題

* 画像は「天保十五年松橋御新地養水付即猫迫古堤水増」（宇城市松橋町

御船久原家文書エー２）

覚

松橋御新地養水不足仕候二付、今度猫迫古堤水増御仕法奉願、新地養水兼用二付、養水之仕法井手筋之究等後年無違乱取行筋、河江松山郡浦談治定之稜々左之通、

一 今度猫迫水之儀、久々川筋二落し入、菰角積かき久々川塘添井手筋を流レ松橋御新地松橋請持地面ニ引入、監物殿石井樋尻大井手おほい北松橋曲野受持之内三拾丁程是迄畑作りを此之内田作りニいたし松山請持地面五拾丁之養水ニ引入可申候、

(中略)

一 備雨（微雨）堤尻之寛取除鑑鼻堤尻



井手と合水いたし河江郡浦地方養水仕前条猫迫堤ニて養候、松山請持五十丁之内、監物殿石井樋尻大井手おほい南三拾丁程有之分、自然早魁いたし候節ハ鑑鼻水ニて取附可申事、

一 鑑鼻備雨両堤尻井手筋古田

養水之落水請并二猫迫堤

尻菰角積かき分水新井手立之儀ハ

初發申談之通奉願、御普請出来

いたし猫迫水と鑑鼻備雨

堤水混乱いたし不申様いたし置

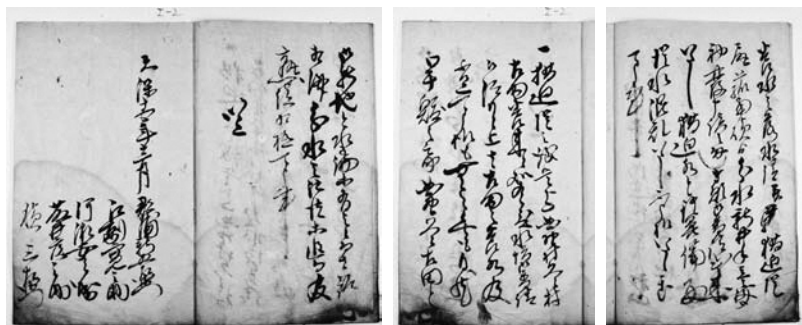
可申事、

(中略)

一 猫迫堤之儀、是迄曲野村久々村古田養来候処、右尻水増御普請被仰付候上は古田之養水及不足可申様も無之候ても自然同干魃之節、曲野久々古田と御新地と水論等有之候ては難相済、分水之仕法等追て及熟談相極可申事、

以上、

天保十五年十二月



郡浦新五左衛門（郡浦惣庄屋）

江副寛之助（松山惣庄屋）

河瀬安兵衛（河江惣庄屋）

藤井彦之助（三手永山支配役）

積三左衛門（郡浦唐物拔荷改）

この史料によると、天保一五年（弘化元年）当時、前年九月の未曾有の強風高潮による破堤潮入の影響で、松橋御新地と築添新地は深刻な用水不足に陥っていた。そのため猫迫古堤の水増し工事を願うが、この溜池は御新地専用水源ではなく、古くから周辺の田圃に用水を供給している。井手筋（通水路）等の決め事は、後で面倒がないように天保一五年一二月、河江・松山・郡浦三手永の惣庄屋と関係役職者で協議し次のように決定した。

①嵩増し後、猫迫堤の用水は、久具川筋に落とし菰角積より同川塘沿いの井手筋に流し、松橋御新地の松橋懸り地面に導入する。

次に長岡監物御赦免開の石井樋尻大井手から、松橋・曲野受持の内三〇町歩ほど（当時畑作地）を田作地に替え、かつ松山請持ち地面五〇町歩の用水とする。

②備雨（微雨）堤に掛けられた笕は取除け、鐙ヶ鼻堤池尻の井手と合流し河江・郡浦懸り地の用水とする。松山手永請持ち五〇町歩の内、監物殿開石井樋尻の大井手より南へ三〇町歩程の分は干越時、鐙ヶ鼻からの水利で賄う。

③鐙ヶ鼻・備雨両堤尻の井手筋は、古田（旧来の田）用水の落水請、猫迫溜池尻菰角積より分水し、新たな井手立ての件は当初話し合いの通りに願う。松橋御新地が復旧した後、猫迫の用水

と鐙ヶ鼻と備雨からの配水が混乱しないように配慮のこと。

④猫迫堤は、曲野村・久具村の古田を養ってきたが、水増し御普請を命じられた以上、古田の用水も干越の折、両村の古田と御新地の間で水論が発生しては申し訳ない。分水など対処法を十分話し合い決めておくこと。

以上が三手永の惣庄屋と御山支配役・唐物拔荷改役等の在方幹部が決定した方針であるが、実際に工事を担う立場の現場村々の見解は厳しいものがあつた。

(2) 曲野・久具両村の「御難」意識と手永の対応

曲野と久具、両村の農民にとって水増し御普請を受け入れることは歓迎すべしことであるが、受益者負担以外の部分については「御難」と考えていた。猫迫堤水増し御普請は、曲野と久具の古田用水不足が原因ではなく、松橋御新地の松山・郡浦・河江三手永懸り地の用水不足に起因する。その解消は、お上と下々にも都合が良く、河江は久具・曲野の古田への助水になり、御新地の松山と郡浦懸り地では水掛かりが良くなり各々の出百姓（入植）の便宜にもなることであつた。

i 現場村々の反応

これらの詳細は、宇城市小田家文書『河江旧記』（五三巻百二十二「猫迫堤松橋養水之増御普請ニ付以後御出方後手永受稜極之事」）中に、手永会所記録として残されている。河江手永管下の曲野村と久具村、そして河江手永に隣接する宇土郡松山手永の間で、御普請の費用負担と工事出役のことで面倒な協議が重ねられて

いた。細かな推移は紙幅の関係から全貌を紹介することはできないが、右史料中より中心部分を抜き出し、要点をまとめておく。

曲野村庄屋次郎左衛門と同村頭百姓清助他一名、久具村庄屋緒方九右衛門及び同村頭百姓喜三右衛門他一名、合計六名の名で、弘化五年三月（実際は嘉永元年三月）付で河江手永惣庄屋・下益城郡代付横目賀来尉左衛門宛、猫迫堤水増し普請引受の覚書「御請申上覚」を提出した。但し、上部機関からの要請を全て受け入れるのではなく、その冒頭部分には、

河江手永曲野村久具村懸猫迫堤之儀は久具曲野両村田方五拾町程之養水堤にて御座候處、河江松山郡浦三手永松橋御新地田方養水為兼用弘化三年水増御普請被仰付候二付、以来之御難則左之通、と認められ、要請されるままに受け入れないとの強い決意が窺われる。それは、右引用部分の太字で表わした「御難」の二文字に明らかで、藩庁御那方の意向を御難ごなんといつて憚はばらない。

その主張は次の六項目で、譲れない部分と関係者協議のうえで対処したい部分、水増し普請によって利益を被る御新地入植の出百姓が対処すべきことなどを指摘し、村々の段階で綿密な話し合いのあったことが推測される。その「御難」六項目を摘記しておく。

一 底樋建樋一ヶ所ハ以前有来候分ハ以前之通下益城受にて諸事御仕替相可被仰付旨之事

①底樋と建樋一か所ずつは、以前より存在した分で従来のように村夫ではなく郡夫受で願う。

一 中段底樋建樋一ヶ所ハ御新地兼用水増之御普請にて出来被仰付候間、御出方筋ニ懸候儀は御新地方外其外ハ御新地出百姓

等々相勤可申旨之事

②堤中段の底樋と建樋一か所ずつは古田と御新地新田兼用の水増し御普請であり、築造出役に関わることは御新地方（築造所管部署）が采配し、その他は御新地への入植百姓が勤めるべきこと。一 水吐并塘手等平日少々之手入は古田懸御新地懸を申談在夫にて可被行筋は出夫等可仕旨之事

③水吐口と塘手（堤防）は日常的に手入するが、古田懸りの曲野・久具両村と御新地懸り新田村とで協議して在夫で実施されるべきは出夫する。

一 貫穴并御新地懸井手橋御手余御出方ニ懸候儀は御新地方を出夫にて可被行分は出百姓等可相勤事

④貫穴（穴井手）と御新地懸り関連の井手と橋は、手に余る状態であれば御新地方より指図して新地出百姓で勤めるべき。

一 古田と御新地方水分之儀は一同地廻相極被仰付置候通早魁之年柄ニても始末無違乱糺相心得可申旨之事

⑤曲野村・久具村の古田と松橋御新地新田との水分けは、一に現地を見極めて決定し、早魁の年廻りであっても間違いなく処理すべき。

一 大造之御普請は松山郡浦河江三手永被仰付段御別段可被仰付旨之事

⑥大がかりな御普請は、松山・郡浦・河江の三手永にご命じ下されたい。

古田とは旧来の村々における古い田圃を指し、干拓地に組成される新田に対する概念である。古田農民と新田農民は、新地成立時か

ら水利を介し対立する運命にあった。松橋御新地やその築添新地の場合、投下資本の運用面で効率性に重きが置かれている。熊本領の干拓地では、文化文政期以降、開発後一〇年内外は夏に木綿・粟・蕎麦などを植え、冬に麦が植えられた。木綿や雑穀・麦など除塩作物として植えられたが、米作移行の前段階に過ぎず、用水環境整備を待ち逐次水田化されていく。

問題の本質は、年により季節によって日々河川水（通水路を含む）の量に変化することで、分水といっても流下する水は止まることがなく動く水を均等に配分することは困難を極め、取水施設の場所や形態、その適切な維持が分水と使用量を決定した。水利の末端に位置する新地農民の取水条件は、必然的に古田農民に劣後する関係となる。

ii 河江手永惣庄屋近藤喜左衛門の結論

曲野・久具両村の庄屋と頭百姓の上申を受けた河江惣庄屋近藤喜左衛門の覚書によると、松山惣庄屋松山寿太郎いわく、①松橋御新地用水の猫迫堤塘及び貫穴と周辺損所は、元々古田の用水溜りで水量も乏しい。曲野村と久具村は干損し、水増し御普請を命じられてもこの憂いは免れがたい。②以後の御普請は在中引受で、以後お上からの出役は一切あり得ないという。松山が委細を願書に記し上申したところ、今回御役人の出在があり立会見分のうえ個別に問い合わせがあった。

松山は、堤塘・貫穴損所修復への出役は受け難く河江手永で引受け願うといい、今後も猫迫堤に関する御普請は河江側での対処を主張した。古田と堤の場所も河江手永管内で、松山から臨時非常の出夫出銭はできないと念を押す。結局、近藤は松山と協議の末、彼の

主張に配慮し折衷案を以て辻敬次郎（内検役）へ上申し、翌嘉永二年（一八四九）三月に松山と交替した新任の赤澤宇太郎と共に「後年共弥以申分無之様得斗申談御達仕候様御演舌之趣承知仕候、依之私共申談候趣左ニ申上候」との趣旨で、辻内検を通し杉浦郡代へ覚書を再度提出する。合意した六項目は次の通り。

一 堤建樋二ヶ所往々御手入之事、

①以前から存在した一か所は、河江より夫方を引き受ける。中段樋一か所は、夫方・経費の御出方をお上にお願ひ申し上げる。二か所とも出夫は河江・松山で受け、二手永催合（共同）で二つに分け出夫することも有り得る。中段樋一か所は出夫をお上よりご命じ頂きたい。二か所共、出夫は河江と松山で分け、催合で二つに分けて出夫することも考慮。

一 穴貫損候節往々御手入之事、

②久具・曲野の古田五〇町歩余の助水と御新地内の松山・河江懸り八〇町歩田作転換の為の用水施設築造につき、在夫で実施する分は、松山・河江で引受け二分する。尋常でない災害が発生し在夫で対処不能なら、御役人検分の上で協議を命じられたい。一 堤塘手笠腹付御普請之事、

③古田・御新地で専念する件、松山と河江二つ割で出夫申し上げる。御普請について費地や石垣等の必要も見込まれ、その際、御役人検分の上で臨時の協議を願う。

一 猫迫堤御新地為養水出来候井手筋御手入之事、

④古田を放れた末端の井手筋手入れは、松山・河江懸り地八〇町歩の畝方割合で実施。

一水増ニ付て田畑當毛荒出来分之事、

⑤これまで通り年々調査の上お知らせ申し上げる。諸上納米銭共にお上より賠償を願う。余分な水溜りとみられる畝方は、両手永より出夫して床上げを施工する。

一猫追堤分水自然早魃之年柄古田ハ五拾丁御新地は八拾町之養水弘化五年三月久具曲野村両村庄屋共申談御達仕候書面ニは一日越と有之候、左候得は三拾丁之違目録受御新地は水未旁不公平ニは有御座間敷哉之事、

⑥早魃で御新地用水が不足すれば、監物殿御開地の石井樋尻（井樋ノ口辺り）大井手より南松山受持の内、三〇町歩程は鏡鼻堤の水でやり繰りする。天保十五年の協議で決めた通り後年に至って間違いが無いように心得るべき。

この覚書を受け取った御郡方では、御奉行衆で協議を重ね、ほぼ四か月後の嘉永二年七月一六日付で下益城郡代杉浦津直へ以下の様な決裁書面を達した。「久具・曲野両村古田の養水、猫追堤（兼松橋新地催合堤）水増御普請の公費負担の件、今回申請の通りに決裁された。以後この申請の他に一切費用支出はない。その上、一昨年夏の堤嵩腹付御普請見積の一貫八六七匁四分七厘は、村々在夫で処置する事案であったが、規則を決める前に工事が終わったので格別の配慮を以て今回限りに渡し下される」。申請内容と対比すれば、至って簡単な記載である。御郡方では、詳細を達する必要がないほど河江・松山両手永の要請を受け入れたもので、そのことは、受益者負担を言い立てる曲野村と久具村農民に配慮した裁決とみられ、御新地農民にも応分の負担を強いたことはいうまでもない。

おわりに

近世村落社会で形成された用水管理組織と干拓新田村における後発の用水管理、同干拓新田の水利と旧来村落（古村）の水利が交錯する場所で発生する諸問題は、明治維新後も折々に表面化する。熊本領の水路開削を伴う溜池築造の多くは、藩政府の所管であったが、村落中心の事業も少なからず存在した。それは地域性に基づく伝統的な運営手法で実施され、用水管理面でも地域的手法が少なからず継承されている。新しく築造される中規模以下の溜池は、従来からの畑作地帯に多く、村落の事業ではなく一段階下の土地へにおける有力者催合事業として実施され、多くは受益者負担の様相を呈した。

干拓新田村の水利は、上流優先の原則から接続する旧来古村が優先され、新田内一連の水利系統も、出身古村の旧習旧慣を以て運用されていた。干拓新田に明治期に入って設立された水利組合は、従来の近世的な水利組合と比較して村落の束縛は薄れたようにもみえる。それは抛るべき法令が基本的構造は変化せず、中近世的な旧慣を織り込み、少なからず洗練されたかたちで発布されたからに他ならない。

【参考史料・文献】

- ・宇城市久原家文書及び同小田家文書『河江旧記』より史料多数。
- ・大石慎三郎「近世」『土地制度史Ⅱ』（一九七五山川出版社）。
- ・小川誠「治水・利水・土地改良の体系的整備」『日本農業発達史4』（一九五四中央公論社）。

- ・浜田忠久「土木費官費下渡金の廃止と水利組織の法制化(三)」(『水利科学』286号二〇〇五)。
- ・内閣官報局『明治五年法令全書』(一九一二内閣官報局)。
- ・内閣官報局『明治六年法令全書』(一八八九内閣官報局)。
- ・内閣官報局『明治二十三年法令全書』(一九一二内閣官報局)。
- ・渡辺洋三『農業水利権の研究』(一九六三東大出版会)。
ほか。

